

所 管 事 項 調 査

目 次	ページ
1 機構	1
2 構成	1
3 委員名簿	2 ~ 3
4 農業委員会の事務	4
5 農業委員会における審議事項	5 ~ 7
6 農地利用の最適化の推進	8

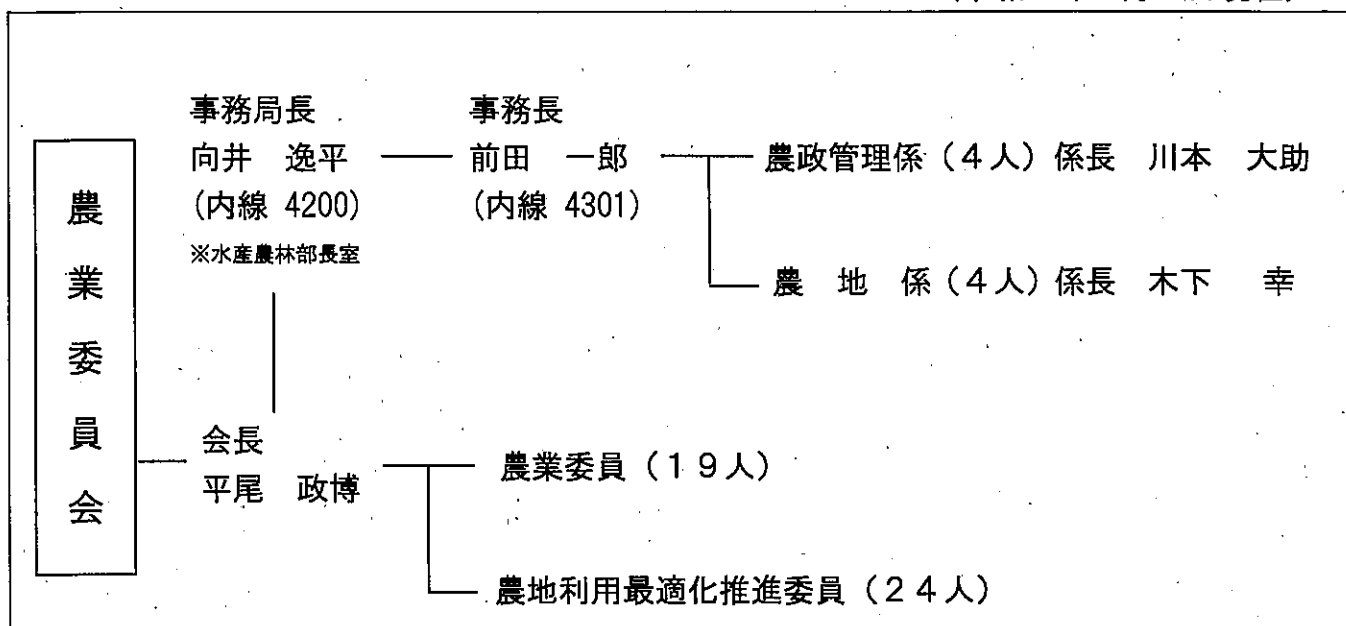
令和4年6月

農 業 委 員 会



1 機 構

(令和4年4月1日現在)



2 構 成

(1) 農業委員会の委員構成 (令和2年7月改選)

委員の区分	人 数		備 考
	定数	実数(※)	
農 業 委 員	19人	19人	推薦・公募により候補者を求め、選定審査会による選定後、議会の同意を得て、市長が任命する。
農地利用最適化推進委員	24人	24人	推薦・公募により候補者を求め、農業委員会総会にて選定し、農業委員会が委嘱する。
計	43人	43人	

- ・農業委員は、現地調査等の際は居住地区(6地区)の区域を担当する。
- ・農地利用最適化推進委員は、それぞれ担当する地区において活動する。(旧長崎地区4名、東長崎地区4名、茂木地区4名、式見・三重・外海地区3名、琴海地区5名、三和・野母崎地区4名)

※ 令和4年4月1日現在

(2) 運営委員会の構成

構成区分	会 長	会長職務代理者	会長及び会長職務代理者が担当する区域以外の4地区	中立委員(※)	計
運営委員数	1人	1人	4人	1人	7人

※中立委員とは、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者。

(3) 小委員会の構成

小委員会名称	構成委員数
遊休農地対策検討委員会	11人

3 委員名簿

○農業委員会委員（19人）

（令和4年4月1日現在）

	氏名	居住地区	認定農業者	中立委員	備考
1	赤瀬 孝 剛	東長崎地区			
2	井川 義 英	式見・三重・外海地区			運営委員
3	岩橋 一 次	旧長崎地区			
4	岩塚 一 也	式見・三重・外海地区			
5	岩本 隆	旧長崎地区	○		運営委員
6	後山 裕 義	東長崎地区			運営委員
7	上川 綿 治	茂木地区	○		
8	田平 孝 廣	三和・野母崎地区	○		
9	鳥越 祝 子	東長崎地区			
10	塚岡 亜 也 子	中立委員		○	運営委員
11	平尾 鼓 博	琴海地区	○		会長・運営委員
12	松尾 隆 治	東長崎地区	○		
13	峰 悠 幸	茂木地区	○		
14	森山 安 男	琴海地区	○		
15	柳川 八百 秀	旧長崎地区			
16	山口 邦 後	三和・野母崎地区			運営委員
17	山口 眞 佐 栄	茂木地区	○		会長職務代理者・運営委員
18	山崎 眞 男	茂木地区	○		
19	山脇 眞 雄	琴海地区			

・任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日

○農地利用最適化推進委員（24人）

（令和4年4月1日現在）

	氏名	担当地区	備考
1	池田 憲二	東長崎地区	
2	琴村 秀喜	琴海地区	
3	岩尾 智己	式見・三重・外海地区	
4	蒲川 英敏	旧長崎地区	
5	尾崎 正孝	東長崎地区	
6	川添 孝則	琴海地区	
7	城戸 莉美	東長崎地区	
8	久保 正樹	琴海地区	
9	柴原 勉	三和・野母崎地区	
10	田中 幹生	琴海地区	
11	鶴田 安萌	式見・三重・外海地区	
12	中村 敏晴	旧長崎地区	
13	中山 辰也	茂木地区	
14	野口 弘人	茂木地区	
15	野本 英世	式見・三重・外海地区	
16	濱口 敏夫	茂木地区	
17	濱口 雅洋	琴海地区	
18	樽田 茂	東長崎地区	
19	松本 賢肇	三和・野母崎地区	
20	三浦 孝路	三和・野母崎地区	
21	村田 美津枝	茂木地区	
22	森内 信己	旧長崎地区	
23	森保 欣也	三和・野母崎地区	
24	山本 莉孝	旧長崎地区	

・任期：令和2年7月30日～令和5年7月19日

4 農業委員会の事務

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」（以下「法」という。）に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会である。

農業委員会は、議会の同意を得て市長が任命する農業委員と、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員で構成されている。

農業委員会の事務は、次の3つに大きく区分される。

(1) 必須事務（法第6条第1項、第2項）

農業委員による合議体の行政機関（行政委員会）として、法6条第1項には、農業委員会の専属的な権限として行う事務が定められており、農地の権利移動についての許認可や農地転用の事務を中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関連する税制などの事務も含まれる。

これらの事務は、それぞれの地域の土地利用のあり方を踏まえた優良農地の確保とその有効利用を進める上で、特に重要となっている。

また、法第6条第2項では、「農地等の利用の最適化の推進」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の必須事務として位置付けられている。

(2) 任意事務（法第6条第3項）

農業委員会が専属的に所掌する事務ではないが、農業委員会が農業者の公的代表機関として地域農業の振興を図っていくための事務であり、農業者年金の加入推進や農業一般に関する調査活動、情報提供活動に関する事務などを行っている。

(3) 関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出（法第38条第1項）

農業委員会の主たる事務である「農地等利用の最適化の推進に関する事務」をより効果的かつ効果的に実施するために、必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し農地等利用最適化推進施策の改善について意見を提出する義務が課されている。

5 農業委員会における審議事項

(1) 会議

会議	会議の内容
総会	農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地の権利移動や転用など農地法等の法令に関する事項、農業委員会の意見を要する付議すべき事項等について、総会を開催して処理する。
運営委員会	総会において円滑な運営を図るため、総会の開催前に運営委員会を開催する。
小委員会	必要に応じて小委員会を設置し、調査検討を行う。

※ 農地法第3・4・5条の事務取扱について

農地法条文	適用条件	申請区分		許可者	総会での取り扱い
第3条	農地を相続等した場合	市内全域	届出	事務局長 専決処分	報告
	農地を売買・賃貸借等する場合		許可申請	農業委員会	審議
第4条	自分の農地を農地以外に転用する場合	市街化区域内	届出	事務局長 専決処分	報告
		市街化区域外	許可申請	県知事	審議
第5条	農地を農地以外に転用する目的で、売買・賃貸借等する場合	市街化区域内	届出	事務局長 専決処分	報告
		市街化区域外	許可申請	県知事	審議

(2) 総会における審議件数

ア 農地法第3条に係る許可申請件数

(農地を売買・賃貸借等する場合の許可申請)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	29	43	30
面積(m ²)	51,089	41,769	41,920

イ 農地法第3条に係る買受適格者証明願件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	0	0	0

ウ 農地法第4条に係る許可申請件数

(市街化区域外の自分の農地を農地以外に転用する場合の許可申請)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	10	8	10
面積(m ²)	9,984	4,015	2,030

エ 農地法第5条に係る許可申請件数

(市街化区域外の農地を農地以外に転用する目的で、売買・賃貸借等する場合の許可申請)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	30	17	20
面積(m ²)	35,500	26,440	8,441

オ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画作成件数

(農地の利用権設定の件数及び面積)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	117 (うち 新規設定 87 再設定 30 変更 0)	78 (うち 新規設定 63 再設定 15 変更 0)	67 (うち 新規設定 58 再設定 9 変更 0)
面積(m ²)	258,835 (うち 新規設定 176,513 再設定 82,322 変更 0)	197,931 (うち 新規設定 147,610 再設定 50,321 変更 0)	180,342 (うち 新規設定 141,048 再設定 39,294 変更 0)

カ 農地中間管理事業による農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見審議件数

	令和元年度	令和2年度※	令和3年度
件数(件)	54	8	12

※法改正により、農用地利用集積計画で一括して権利設定が可能となり、件数が減少した。

キ 農地台帳登録申請件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	5	6	6

ク 農業振興地域整備計画変更に対する農業委員会の意見審議件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	12	6	7

ケ 非農地判断に係る審議件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	63	66	67
筆数(筆)	239	4,400	3,919
面積(m ²)	142,917	1,155,640	1,960,050

(3) 総会における報告件数

ア 農地法第3条の3に係る届出件数
(相続等により農地を取得した場合の届出)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	87	87	93

イ 農地法第4条に係る届出件数
(市街化区域内の自分の農地を農地以外に転用する場合の届出)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	51	64	52
面積(m ²)	13,071	20,309	17,438

ウ 農地法第5条に係る届出件数
(市街化区域内の農地を農地以外に転用する目的で、売買・賃貸借等する場合の届出)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	76	75	79
面積(m ²)	25,973	24,603	20,710

エ 非農地証明書交付願件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数(件)	8	1	3
面積(m ²)	3,487	686	516

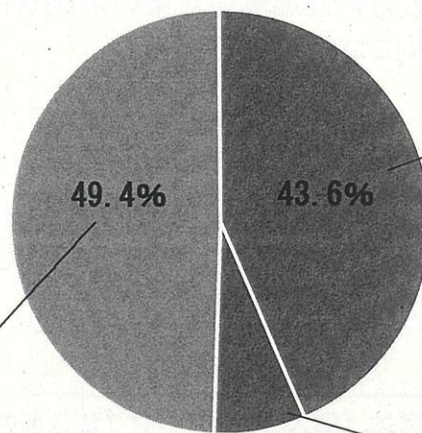
(4) 管内農地 (令和4年3月31日現在)

管内農地	
面積	筆数
5,610.7 ha	144,885 筆

耕作中の農地	
面積	筆数
2,446.3ha	55,046 筆

山林化した農地	
面積	筆数
2,770.9 ha	79,962 筆

遊休農地	
面積	筆数
393.5 ha	9,877 筆



※割合は、面積に対するもの

6 農地等利用の最適化の推進

平成27年8月に農業委員会等に関する法律が一部改正され、農地等利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の必須事務と位置付けられた。

令和4年度は、新たにタブレット端末を導入し、農地等の利用状況調査等を効率的に実施し、農地等利用の最適化の推進に取り組む。

(1) 担い手（認定農業者や認定新規就農者等）への農地利用の集積・集約化

認定農業者や認定新規就農者等の担い手が年度末時点で所有している農地面積

	令和元年度	令和2年度	令和3年度（※）
面積	206.5 ha	209.6 ha	359.5 ha

※ 令和3年度の数値は、担い手の定義の1つである、基本構想水準到達者の農地面積を含む

【令和4年度の活動計画】

- ・担い手に対して、農地中間管理事業の活用や利用権の設定を促す。
- ・実質化された人・農地プランを実行するために、関係機関と連携して農地等利用の集積・集約化を進める。
- ・農地中間管理事業や認定農業者制度について農委だより等で周知を図る。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

年度末時点での遊休農地面積

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
面積	446.7 ha	448.1 ha	393.5 ha

【令和4年度の活動計画】

- ・農地中間管理事業で活用できる農地は同事業への誘導、活用できない農地は出し手と受け手のマッチングや保全管理の指導を行う。
- ・各集落で実施している遊休農地解消対策の活動事例を全集落で共有し、今後の各集落での新たな取り組みにつなげる。

(3) 新規参入の促進

農地の権利移動を伴う新規参入の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規参入者数	17 経営体	18 経営体	20 経営体
新規参入者が取得した農地面積	3.5 ha	6.4 ha	8.6 ha

※経営体とは、「個人経営体（個人、世帯）」や「法人経営体」等、農業を営む組織の単位。

【令和4年度の活動計画】

- ・就農希望者や新規就農者への相談対応を行う。
- ・就農希望者や新規就農者の農地確保・拡大に向けて農地所有者等との調整を行う。